# 神奈川県における自治基本条例に関する 検討報告書

平成18年11月29日

神奈川県自治基本条例検討懇話会

# 目 次

✓	ページ
まえがき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 地方分権時代と自治基本条例制定の意義 ・・・・・・・・・	2
2 神奈川県における自治基本条例 ····································	4
(1) 条例に盛り込むべき内容 ····································	6
イ 県民の権利・責任 ·············	8
ウ 県政運営の基本原則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
エ 県知事の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
オ 県議会の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
カ 県職員の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
キ 県政運営の基本原則に基づく制度等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(ア) 県民の参加機会の保障 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(イ) 県民投票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(ウ) 市町村の県政への参加と連携協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
( ) 2 (1) ( ) ( ) ( )	19
	21
	22
	23
	24
	25
	26
	27
(2) 条例の構成及び条文例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
3 今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
〔別紙〕	
V	30
	33
	34
(次収)	
〔資料〕 1	20
	38
2 神奈川県自治基本条例検討懇話会 検討経過 ・・・・	39

### まえがき

2000年4月に施行された地方分権一括法によって、戦後日本の地方自治における最大の矛盾とされてきた機関委任事務制度が廃止された。地方自治法の施行から50年余をへて、ようやく中央各省と自治体は法制度上対等の関係へと改革された。

1978年7月に神奈川県をはじめとする首都圏地方自治研究会(東京都、埼玉県、横浜市、川崎市の5自治体)は、横浜で「シンポジウム『地方の時代』」を開催した。これを機として「地方の時代」は選挙でのスローガンとして多用されたばかりか、マスコミでも頻繁に用いられるようになった。「地方の時代」に込められたのは、地方分権、市民自治、地域的個性、地域文化を機軸として、中央集権、官僚統制、画一主義、中央文化に対抗していくことであった。地方分権改革は90年代に入って政治の大きな課題とされるが、「地方の時代」の提唱が、その実を結び出したといってもよいだろう。

もちろん、地方分権改革にはなお多くの課題が残されている。中央-地方の税財政関係の改革や法令等のしばり(規律)を緩和することは、当面の大きな課題である。他方において、自治体は2000年改革に甘んじるのではなく、住民の自治を最重視した政治・行政システムの改革を果たしていかねばならない。

近年基礎自治体レベルでは、急速に自治基本条例の制定の動きが高まっている。自治体の主人公は住民なのであって、首長や議会・議員は住民の信託にもとづいて政策・事業を決定し実施していかねばならない。そして、その結果について住民の審判を仰がねばならない。だが、このあまりにも「当然」の自治の原理が軽視されてきたことは否めない。自治基本条例は、この原理を自治立法として宣言するものである。

ところで、自治基本条例は基礎自治体レベルに加えて、広域自治体である府県レベルでの制定を必要としていよう。府県は長いこと「中二階」「各省の出先」といわれてきたように、市町村からは統制主体のようにみなされてきた。2000年改革は市町村と府県との関係についても、法制度上対等な関係へと改めるものであった。この改革の趣旨を踏まえるならば、府県もまた住民こそが主人公であることを明確にすると同時に、市町村をベースとした真の広域自治体へと自らを改革していかねばならない。このためにも自治基本条例の制定を必要としている。

本懇話会はこうした観点から11回の会議を重ね、神奈川県自治基本条例の基本的考え方と方向を討議してきた。本報告書はそのまとめである。自治基本条例の制定にはなお検討を要する事項も残されている。とはいえ、「地方の時代」の提唱にはじまる地方分権改革のパイオニアたる神奈川県が、他の広域自治体に先駆けて自治基本条例の制定に向かうことを願って止まない。

神奈川県自治基本条例検討懇話会 座長 新 藤 宗 幸

### 1 地方分権時代と自治基本条例制定の意義

地方分権改革は、地方自治における主人公である住民を基本に置き、市町村を、住民の信託を受けた最も身近な基礎自治体として確立し、また、県を、住民の信託に基づき、市町村を補完する広域自治体として確立することにより、自治体と国との補完・緊張関係を築くことを、重要な目標としている。

平成12年(2000年) 4月の第1次地方分権改革は、それまで中央集権型の行政システムの中核的部分を形づくってきた機関委任事務制度(\*\*1)の廃止を中心とした。これによって、法制度上、国と自治体(市町村や都道府県)の関係が見直され、上下・主従の関係から対等で協力しあう関係へと変わった。県は、この改革以前から地方自治法(\*\*2)に基づき広域自治体と位置付けられていたが、県知事は機関委任事務制度によって中央省庁の地方出先機関とされていた。この制度が廃止された今、ようやく県知事は国の機関の立場から解放され、地域住民の代表者という本来の立場に徹することができるようになり、県は真の意味で広域自治体としてスタートをきった。

機関委任事務制度の廃止は、国と県との関係を変えただけではない。市町村と県の関係も法制度上、「対等・協力」の関係へと変わり、市町村は、まさに住民に最も「身近な自治体」となった。

<sup>※1</sup> 機関委任事務制度 国が、県知事や市町村長を出先機関のように扱い、指示監督しながら国の事務を行 わせていた制度。都道府県ではその事務の7~8割、市町村ではその4割が機関委任 事務だった。

<sup>※ 2</sup> 地方自治法 自治体の組織や運営など地方自治制度の基本的事項を定めた基本法。

しかし、この制度上の改革にもかかわらず、中央省庁は依然と して自治体の仕事を画一的に規制する基準等を法令、告示等で細 かく定めており、また、市町村と県との間にも、機関委任事務が 存続していた時代の上下関係の意識が残っている。

平成12年(2000年)の改革によって「糸口」の拓かれた地方分権 改革を実効性のあるものとするためには、県は主権者である住民 の信託に基づく広域自治体としての役割を果たさなければならな い。このために、広域自治体たる県は、県政運営の制度、手続に 関する「最高規範」としての性格をもつ条例<sub>(※1)</sub>として自治基本 条例を制定し、主権者である住民に対して、県議会、県知事及び 知事を補佐する職員の責務を明示する時代を迎えている。

<sup>※1</sup>条例 自治体が地域の自治のために作る法令の一種で、憲法に直接の根拠がある。国の法 律の範囲内で作られ、その自治体にだけ適用される。

#### 神奈川県における自治基本条例 2

地方自治法は、主権者である住民の権利として、自治体の首長 (市町村長や都道府県知事)や地方議会議員を選挙により選ぶ権 利のほか、一定数以上の署名を集めて条例の制定・改廃、首長・ 議員の解職(リコール)、地方議会の解散などを求める直接請求制 度を定めている。また、神奈川県は、これまでにも独自に条例で、 情報公開、行政手続、個人情報の保護などの制度を整えるととも に、各種の県民参加の仕組み(※1)を整備してきた。

しかし、こうした仕組みは、その時々の必要性に応じて個別に 整備されてきたものである。主権者である住民との関係、住民に 最も身近な基礎自治体である市町村との関係や、近隣の都県、国 との関係など、広域自治体であるという特性に根差した制度や手 続きを、体系的に整えてきたとはいえない。

現在、神奈川県内には35の市町村があるが、このうち、特例 的権限をもつ市(政令指定都市、中核市、特例市(※3)が9市あ り、またそれ以外の市町村も比較的に行財政能力が高いと言われ ており、平均的に見て市町村の自立性が高い。こうした神奈川県 内の自治体の特性を踏まえて、市町村を包括する広域自治体とし ての責務と役割を果たすためには、神奈川県という広域自治体に

※1 県民参加の仕組みの具体例

<sup>・</sup>情報公開制度(条例施行 S 58. 4~、H12. 4 全面改正) ・情報公表制度(H18. 1~)

<sup>・</sup>情報公表制度(H18.1~) ・県政モニター制度(S38.4~) ・県民の声・相談室(S42.6~) ・「わたしの提案(知事への手紙)」(S52.4~) ・地域県民集会(S63.4~) ・「ふれあいミーティング」(H15.10~) ・県民意見反映手続(パブリック・コメント手続)の実施(H13.4~)

<sup>※2</sup> 政令指定都市、中核市、特例市 大都市の特殊性に対応できるよう都道府県の権限の一部を特例的に得ている市。 県内の政令指定都市:横浜市・川崎市、中核市:横須賀市・相模原市、特例市:平 塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市

おける自治の基本ルールを明確にした自治基本条例を制定する必要がある。

神奈川県自治基本条例の基本的性格としては、以下のとおりとすることが適当と考えられる。

- ①県民が主人公であることを明示すること、②県民が自らの意思に沿って広域自治体としての神奈川県を運営することができるために必要な基本ルールを定めた条例であること。ここでは、県知事と県議会は県民の道具として扱われることになる。
- 県民にとって最も身近な市町村の自治を何よりも優先する ことを基本として、県と市町村との関係の基本ルールを定め た条例であること。
- これらの点について、県政を運営する上での「最高規範」 であることを宣言する条例であること。

憲法は国の基本的な決まりを定めた国の基本法であり、他の法律と異なり最高法規とされ、憲法に違反する法律や命令は効力をもたない。しかし、条例相互の間には、憲法と法律の関係のような優劣関係はつくれない。また、特定の条例の改正等の際に特別の手続を行う「特別議決」なども、法令上、予定されていないことから、自治基本条例が「最高規範」であることを法的に保障することは難しい。県民が最高規範だという意識を共有できる条例にするためには、条例を制定する際に県民の投票を行って条例の是非を問うことも考えられるが、何よりも重要なのは、自治基本

条例の制定過程において徹底した県民、市町村との協議を重ね、 県民主導のもとで条例案を作成し、その透明性を確保することで ある。同時に、県知事、県議会議員が地方分権時代における自治 基本条例の意義について、共通の認識を持つことである。

なお、自治基本条例における「県民」という用語は、通常は神奈川県内に住所がある者について用いるが、すでに情報公開制度等の個別の制度にあっては、県民の範囲を必要に応じて通勤者等にも拡大しており、自治基本条例においても、必要に応じた拡大が図られるべきである。

### (1) 条例に盛り込むべき内容

条例検討の背景や条例の基本的性格を踏まえると、条例に盛り込むべき具体的な事項及び考え方は、次のとおりである。さらに、この考え方にしたがい、条例に規定すべき内容をまとめると別紙(p30~32参照)のように考えられる。

## ア 目的及び基本理念

神奈川という地域全体における自治の基本理念を定める方法 も考えられるが、住民による自治は地域のコミュニティや市町 村でも行われ、広域自治体である県のみを通じて行われるわけ ではない。また、既にいくつかの県内市町村が自治基本条例を 制定<sub>(\*1)</sub>している。市町村自治をも含めた自治を規定してしま

<sup>※1</sup> 自治基本条例を制定した県内の市町村 川崎市(H16.12月制定)、平塚市(H18.10月制定)、大和市(H16.10月制定)、愛川町 (H16.3月制定)の3市1町

うと、県と対等・協力の関係にある市町村<sub>(\*1)</sub>の自律性を阻害 することになるため適当ではないと考えられる。

そのため、神奈川県自治基本条例においては、神奈川県とい う広域自治体における自治について規定するにとどめることが 適当である。

神奈川県は、日本国憲法に規定された地方自治の本旨<sub>(※2)</sub>に 則り県民の自治の一部を信託されて設けられた広域自治体であ る。したがって、県政の主体は県民であり、県民が自らの意思 と責任に基づいて主体的に県政運営にかかわり、自治体として 自立的な県政運営を行うことを明示すべきである。

同時に、住民に最も身近な行政サービスを提供し、住民の意思や地域の実情に沿って施策を展開している市町村自治を一層充実させるために、市町村との連携と協調に基づき市町村の意思に応えた県政運営がなされることが必要である。

こうした県民の県民による県民のための県政運営を行うことにより、県民の望む地域社会の実現を目指すことを基本理念として規定すべきである。

自治基本条例においては、神奈川県における自治の基本理念、 それに基づく県政運営の基本原則、制度を定めるとともに、県 民の県政運営に対する権利と責任、県民から信託を受けた県知

<sup>※1</sup> 県と市町村との対等・協力の関係 平成12年(2000年)4月の地方分権一括法で、県と市町村とは上下・主従の関係でな く、対等・協力の関係にあることが法律上明確にされ、県は市町村に仕事を強制的に やらせたり、法的根拠がない指示命令ができないものとされた。

<sup>※2</sup> 地方自治の本旨 住民自治と団体自治をさす。住民自治とは、国からの干渉を受けることなく住民の 意思と責任によって自主的に地方行政を行うこと。団体自治とは、国から独立した団 体として自治体を設け、この団体によって地方行政を行うこと。団体自治は住民自治 を実現するための前提条件ともいうべき制度的な仕組み。

事及び県議会が県政運営に果たすべき責務等を明らかにすべきである。それを通じて、最終的には主人公である県民のための県政を確立し、県民の権利の保障と県民福祉の向上を図ることを条例の目的として規定すべきである。

### イ 県民の権利・責任

県民の権利や責任には、法令や条例などで既に認められていたり、課せられているものがあるが、基本理念の実現に向けて不可欠と考えられる基本的で重要な権利や責任を自治基本条例に定め、県民と県知事、県議会が、広く共通認識を持つことには意義があると考えられる。

具体的には、主権者である県民が、自らの意思を適切に県政に反映させることができるよう、県政に参加する権利と責任があることを定める。また、県民が県政に対する理解を深めるとともに、県民にとって公正で開かれた県政を実現するために、県民には県知事・県議会が保有する県政に関する情報を知る権利があること、並びに行政サービスを等しく受ける権利があることを定めるべきである。

一方、県の提供する行政サービスの費用は、必ず誰かが負担しなければならない。その負担の中心にあるのが県民の納める税金である。本来は、新たな行政サービスを行おうとすれば、別の行政サービスを減らすか、あるいは県民の税負担を増やすことになる。そうした意味で、一般に県民は、県の行政サービスに要する費用の負担を分担する責任があることを定める。

### ウ 県政運営の基本原則

県民が県に準拠させるべき県政運営の基本原則として、基本 理念を実現するために必要な原則を規定する必要がある。具体 的には、次の原則を設定することが考えられる。

### ○ 県民による統御と参加の原則

県政の最終的な決定権は県民がもっている。そのため、県 民が自発的かつ積極的に県政に参加することを通じて、県民 の意思に基づいた県政が創造される必要がある。

### ○ 市町村優先と市町村の県政への参加の原則

市町村は住民に身近な日常生活に関わる行政を担当し、住民の要望にきめ細かな対応ができる。地域における公共的な課題は、できる限り住民に身近な市町村において住民参加のもとに決定できるようにすることが望ましい。そのため、広域自治体である県は、対等な関係にある市町村の自治を最大限尊重し、県は市町村との調整や補完、市町村の区域を越える広域的な行政など、個々の市町村ごとに担うことが適当でない部分を主要な役割とするべきである。

また、市町村を包括する広域自治体としての県は、県内の 市町村がその意思を県政に反映させることができるよう、市 町村の参加のもとに県政運営していくことが必要である。

## ○ 公正性・透明性の原則

県民の信頼に応え、適正に県政を運営するためには、まず、

意思決定の公正性が確保されなければならない。そのために も、県の意思決定の内容と過程を常に県民に明らかにし、透 明性が確保された県政運営を行うことを通じて、県民に対す る説明責任を果たすことが必要である。

### ○ 効率性・有効性の原則

県政は県民の負担によって運営されるため、最少の経費で最大の県民福祉が実現されるよう努める必要がある。そのためには、適時、施策・事業の体系や内容、実施方法を見直し、総合性に配慮しつつ、行政の効率性と有効性の確保を基本原則とすべきである。

### ○ 連携の原則

行政課題の高度化、広域化といった流れの中で、ディーゼル車の排出ガス規制等、特定の県だけで行ったのでは効果がない行政課題が増えている。広域自治体である神奈川県は他の自治体や民間活動団体など多様な主体と連携・協力を行う必要がある。

### エ 県知事の責務

県知事は、県民によって直接選ばれており、県民に対して責任を負っている。県知事は、県民の信託に応え、県民の意思を的確に把握したうえで、自らのリーダーシップの下に明確な方針を示し、県民の意思に基づいた県政を運営せねばならない。

県知事は、自らがこの条例に定める基本理念や基本原則に則り、県政を運営するのは当然のことであるが、そのために必要な制度を整備し、充実させるよう努める必要がある。さらに、県知事を補佐する職員に対しても、この条例に定める基本理念や基本原則に則り、県民の意思に沿って職務を遂行するよう指揮監督する責任がある。また、県民の意思に適切に応えられるよう、政策の立案や遂行に関する能力を持った職員の育成を図ることや、県民の意思を迅速かつ的確に反映した行政組織の形成に努める必要がある。

なお、県の行政は県知事のほか各種の行政委員会によって行われているが、県民からの民主的統制・信託は県知事を通じて行われるため、この条例では、各種行政委員会を別立てで取り上げないことにしている。

### オ 県議会の責務

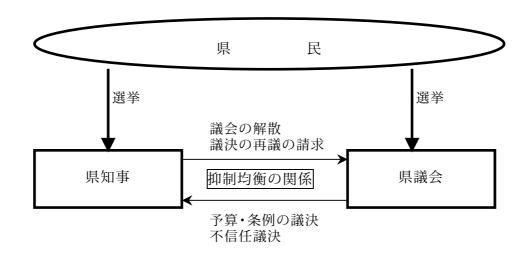
県議会の議員は、県知事と同様に県民から直接選挙で選ばれた公選職であり、議員の集合体である県議会は、県知事とともに二元代表制の一翼を担っている。県議会には、条例の制定や予算の議決など重要な政策等を決定する役割があり、県知事には、行政を行う役割がある。県議会と県知事は、それぞれ独立して県民の負託に応える代表機関である。したがって、一方の機関にすべての権力を集中させず、お互いに抑えあい、機関相互間の権力のバランスを保つこと(抑制均衡の関係)が重要である。

県議会には、多様な県民の意見の反映、様々な利害の調整、 県民の意見の集約などの役割が求められており、議会の意思と 県民の意思が乖離しないよう努めるべきである。そのためには、 情報公開・提供を進め議会の公開性を一層充実させることや、 公聴会制度や参考人制度など住民参加の仕組みを活用するなど、 県民に対して透明性を高めることが重要になっている。

また、機関委任事務制度の廃止により自治体の自己決定の領域が拡大した。県議会は、県知事が県民意思に沿った行政運営をするよう監視するとともに、政策を提案すべきである。こうした県議会の役割と責任は、一層重要性を増している。

自治基本条例における議会に関する規定については、このような視点で具体的な内容が検討されるべきである。

### ■県議会と県知事の関係



#### カ 県職員の責務

広域自治体たる県の仕事は、県民の代表機関である県知事と 県議会の意思のもとで行われるが、職員は、法令上これらの機 関を補佐し、その指揮監督の下に職務を遂行せねばならない。

自治体の職員には、法令で様々な義務が課されているがそれ らを条例で改めて規定しなくてもよい。県の職員は、県民の信 託を受けた県知事と県議会の意思の下に、この条例の基本理念 及び基本原則、それらに基づく制度等の下で職務を遂行する責 務がある。また、能動的に法令等の解釈に努め、代表機関を補 佐する必要がある。

#### 県政運営の基本原則に基づく制度等 丰

#### (7)県民の参加機会の保障

県民の参加の権利を保障するために、県民には県知事や県 議会議員の選挙のほか、署名を集めることにより条例の制 定・改廃や、県知事・県議会議員の解職(リコール)などを 求める直接請求権が認められている。しかし、こうした従来 から認められている法令に基づく制度だけでは住民の声を 反映させるのは難しくなっている。

住民の意思を反映した自治体の運営を実現するため、すで に、全国で情報公開や住民投票、パブリック・コメント(※1)

※1 パブリック・コメント 行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く 住民に意見等を提出する機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定 を行う制度。

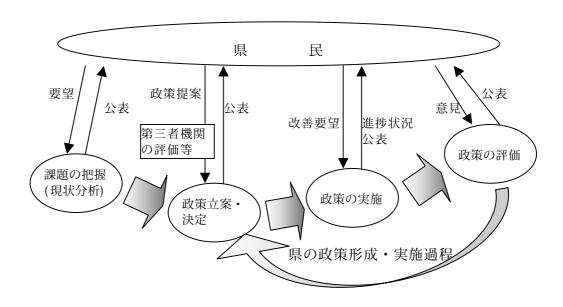
平成18年(2006年) 4月から行政手続法が改正施行され、国が命令等(政省令、審査 基準、行政指導指針等)を定める際に国民にパブリック・コメントを行う制度が設けられた。県においても、改正行政手続法の趣旨に沿った制度の充実が求められる。

などが実施されている。そこで、自治基本条例においては、 県民は県に提案・要望など意見を提出することができる(意 見表明権)ことを定める。また、県知事・県議会が政策の立 案過程を始め実施や評価の過程において、県民と対話・協議 を行い、県民意見を誠実に検討し県政に反映する(県の応答 義務)仕組みを創るべきである。

こうした考え方を基本とした制度を条例に定めることにより、多様な県民の参加機会の確保が保障されるべきである。 具体的には、公聴会の開催、パブリック・コメントの実施、 地域県民集会の開催など参加の場が用意されるとともに、県 民から自由に提案できる仕組み、インターネットの積極的な 活用など多様な県民参加の制度が用意されるべきである。

また、自治基本条例には、政策の立案に際して、県民が政 策の妥当性を含め意見提出の準備ができるよう、県民に何を

#### ■ 政策形成から評価に至る過程での県民参加



期待し、どの段階でどのような参加制度が用意されているのかを県民が見通すことができるようにすることが重要であり、参加機会の時期及び方法を予め公表することを規定すべきである。

なお、県民による新たな政策の提案については、広域自治体たる県の役割や基本原則に照らして県が行うことが妥当かどうかを客観的に判定するために、第三者委員会の設置など、提案の実現化へ向けて検討する仕組みを構築することも考えられる。

### (イ) 県民投票

県政の主人公は県民であるが、今日の地方自治制度は、間接民主主義<sub>(※1)</sub>制度を基本として採用し、住民意思の反映手段として、住民の直接選挙で選ばれた首長や議会が代表機関として中心的役割を果たしている。

しかし、複雑化した現代社会において、多様な住民のニーズをより適切に自治体運営に反映させるには、間接民主主義を補完するために、直接民主主義(※2)に根ざした制度も併せて用意する必要がある。この点、県民投票は、総体的な県民の意思を表明できる究極的な県民参加手段であり、その制度化を規定すべきである。

<sup>※1</sup> 間接民主主義 住民が代表者を選挙で選び、代表者が議会で話し合って決めるやり方。

<sup>※2</sup> 直接民主主義 住民が直接話し合いに参加し決定するやり方。

住民投票制度は、現在も、県知事の解職等を決定する手続きとして法律で採用されている<sub>(※1)</sub>が、県がつくる住民投票制度は、法令上の県知事及び県議会の決定権限を侵害しないよう、諮問型になると考えられる。また、県知事と県議会には投票結果を尊重し、その実現に向けて最大限行動する責務がある。

県内の限られた地域や集団等に関わる事案を投票に付すことは、直接利害関係のない住民の意思が県民意思として表明されるため好ましくない。そこで、投票の対象は、県全体や県民全体の生活に関わる県政の重要事案に限るべきである。

そのほか、県民投票を制度化するには投票資格者の範囲や、 詳細な実施手続を定める必要がある。県民投票制度の具体的 内容は、情報公開制度等と同様に別の条例で定めるべきであ る。

## 〔別の条例で具体的な県民投票制度を定める場合の考え方〕

県民投票制度は、県民意思を表明する手段であるから、県 民は県民投票の実施を提起できる権利(発議権)を有する。

また、県知事や県議会に発議権を与える場合には、県民投票制度は自らの政策方針の妥当性を県民に確認する手段になるが、その必要性は十分検討されるべきである。

16

<sup>※1</sup> 法律による住民投票制度 首長・議会議員の解職や議会の解散を、住民が有権者の3分の1以上の署名により 選挙管理委員会に請求し、住民投票にかけて、過半数が賛成すれば、失職や解散が決 まる仕組み。このほか、国会がひとつの地方公共団体だけに適用される法律をつくる 場合にも、その地域の住民投票により過半数を得なければならないことが憲法第95条 に定められている。

なお、「県民」の範囲には、在日韓国・朝鮮人を始めとした 定住外国人を含めるかどうかや、投票資格者の年令条件を選 挙年令(20歳)より引き下げることも考える必要があるが、 投票資格者の範囲とあわせて検討する必要がある。

そのほか、投票の成立要件、県民への情報提供、投票運動に関する規制等も検討する必要がある。諮問型の県民投票には、厳格な手続は必要ないとも考えられるが、実施に莫大な費用を要し、投票結果は県民意思として尊重されることを考え合わせれば、県民の信頼が得られる制度設計が必要である。

### (ウ) 市町村の県政への参加と連携協力

地域の個性や住民のニーズが多様化しており、それぞれの 地域の実情に即した行政サービスを住民が迅速かつ適切に 享受できるようにすることが、一層重要になっている。その ためには、住民生活に密接に関わる行政サービス(特に、消 防・救急、福祉・教育、まちづくりなどの分野)は、できる 限り住民に近い自治体で決定される必要がある。

住民に最も身近な市町村ができる限り総合的に行政サービスを担うことを基本として、県の行政は、市町村が担うことが適当でない役割に純化し、それを強化することを基本とすべきである。

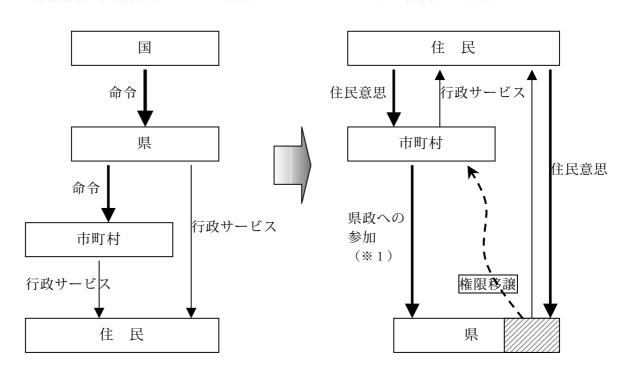
たとえば、市町村相互の連携によっても完結しない広域的 行政ニーズ(広域的防災対策、廃棄物対策、大気水質汚濁防 止対策など)や市町村で担うと著しく非効率になる高度技術 や専門性を必要とする行政ニーズ(高次医療、感染症対策、 高等研究施設の設置運営など)等である。

こうした市町村優先の原則に基づいた市町村と県との役割 分担のもとに、地域の住民福祉の向上という共通の目標に向 け、県と市町村との連携協力がなされる必要がある。その際 には、これまで県が担ってきた行政サービスのうち住民生活 に密接に関わるものは、できる限り市町村に権限を移譲する 必要があることを規定すべきである。同時に、権限移譲の際 の協議の仕組みを設けることについても、県政の基本ルール

#### ■ 県・市町村との関係

〈機関委任事務制度があった時代〉

〈地方分権の時代〉



※1 県政への市町村参加の仕組み

- ・全体会議:市長会議、町村長会議 ・地域別会議:地域別首長懇談会、県・横浜・川崎三首長懇談会、市町村連絡協議会 ・特定テーマ会議:県・市町村間行財政システム改革推進協議会など ・各種審議会・協議会等への参加

として規定すべきである。

また、市町村の県政参加はもとより、県民が市町村を通じてその意思を県政に反映できる(市町村を通じた県民の参加権)仕組みが市町村で自主的に用意されることも重要である。そのため、広域自治体たる県がその市町村に関わる重要な条例の制定、政策の立案・実施、評価等を行う過程において、市町村が住民の意思に基づいた意見を県政に反映するために、市町村の県政参加の機会を規定すべきである。このことは、市町村の主人公が住民であることを念頭において県政を運営することでもある。

市町村の意思に応える県政を実現するために、市町村の首長・議会と県との常設の協議の場の設置を別に条例で定める必要がある。

### (エ) 民間活動との連携協力

地域において発生する公共的課題を解決する役割を担っているのは、自治体だけではない。企業や法人、ボランティア団体など、様々な主体によって公共的課題を解決するための取組みがなされている。

たとえば、民間企業の第一の役割は、利益をあげることだが、今日では、企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)への取組みが重視され、音楽会や美術展などの文化活動、教育や環境保全など地域社会への貢献活動が実施されている。また、福祉サービスなど公共的役割を事業として行う企業も

ある。さらに、県内には特定非営利活動法人(\*\*1)が多く、まちづくり、福祉や環境などの分野で県民による自由な社会貢献活動が活発に行われている。

個人で解決できるものは個人で解決し(自助)、個人で解決できないものは住民が相互に協力して地域社会で解決する(共助)。地域社会でも解決できないものは、市町村で解決し(公助)、市町村で解決できないものは県によって解決する(公助)といった補完性の原理に基づく公共的課題の分担は、清掃や消防などの形で従来から行われてきたところである。

こうしたことから、行政サービス以外の公共的な活動として、特定非営利活動法人その他の民間団体や民間事業者等が主体的に行う活動が十分尊重されなければならない。広域自治体たる県はそれらの活動の自由を阻害しないよう適切に役割分担するとともに、それらの活動と連携協力することを規定すべきである。

また、こうした県民が自ら治める自発的な公共的活動は今後一層推進されるべきであり、県はそのために必要な環境整備を行う必要がある。

近年、神奈川県では、特定非営利活動法人等と対等な関係 の下で、共通の目標に向けて協働<sub>(\*2)</sub>事業を進めている。し

<sup>※1</sup> 特定非営利活動法人(NPO法人) 一般の企業とは異なり、利益を目的としない住民による民間団体で、平成10年(1998年)に制定された特定非営利活動促進法に基づいて設立された団体。

<sup>※2</sup> 協働 県とNPO等が対等の立場で、各々の特性や資源を生かしあい、課題認識、目的及 びプロセスを共有するなど、協力して、公的サービスの形成や提供等の公益を目的と する事業に取り組むに当たっての県とNPO等の関係。

かし、県民が県に準拠を求める県政運営の基本原則を定める 自治基本条例において、事実としての「協働」の存在や継続 を前提として、「協働の推進」を定めることには課題もある。 そこで、現時点では「協働」関係を自治基本条例に規定する ことは困難と考えられる。

#### 他の自治体との連携協力 (t)

神奈川県は社会経済的一体性の強い首都圏に位置し、一つ の都県だけでは解決できない様々な広域的課題を抱えてい る。たとえば、慢性的な道路交通の渋滞などの交通問題、エ 場や自動車の排気ガスなどを原因とした大気汚染問題や、大 量に発生する廃棄物処理問題等である。このような広域的課 題は、自治体ごとに対応することには限界もあるため、関係 する自治体が連携協力して課題解決に向けた取組み(※1)を行 う必要がある。

都県ごとに行う行政サービスで解決することが困難な公共 的課題を効果的に解決し、また、より質の高い公共サービス を県民が受けることができるようにするために、近隣の都県 市等と広域的に連携協力し、課題によっては共通の条例や規 制を設けるなどの方法が求められている。そこで、今後とも、 より一層効果的に広域課題に対応するため、広域連携に努め ることを規定すべきである。

<sup>※1</sup> 広域連携の具体例

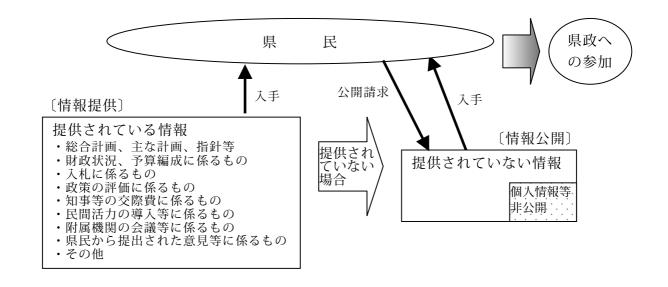
<sup>・</sup>八都県市首脳会議(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の知事並びに横浜市、 川崎市、千葉市及びさいたま市の市長で構成) ・山梨・静岡・神奈川三県サミット

### (加)情報公開・提供

今後、様々な形で県民の権利等が拡充されたとしても、県 民が自治を行うためには、自ら考え、的確な判断を下し、行 動するための情報が必要である。真の県民参加のためには、 まず、県民が県の保有する県政に関する様々な情報を容易に 入手できることが必要である。そのため、多様な媒体により 県民に分かりやすい情報提供がなされねばならない。

とりわけ、政策立案から実施結果の評価に至るまでの情報、即ち、政策課題の設定時の現状分析情報、政策の立案時の素案、実施状況の経過情報、評価結果の情報などや、県民生活に重要な影響を及ぼす情報については、広く県民に積極的に提供されることがまず重要である。

さらに、県民が必要とする県政情報が提供されていない場合には、県民は情報の公開を県に請求する権利があるため、 県民の求めに応じて、適正な手続によって情報が公開される ことが重要である。



このようにして県政情報は積極的に県民に提供・公開される必要があるものの、公開してはならない情報もある。特に、個人情報に関しては、みだりに公にされないよう最大限配慮される必要がある。そこで、個人情報は原則として本人以外に開示しないなど、個人情報の収集、利用、提供、管理等について適切な措置を講じることを規定すべきと考えられる。

### (キ) 行政手続の明確化

県では、建設業、産業廃棄物処理業や、映画館等興行場の 営業許可など、許可、認可、免許等の県民からの申請に対し て、それを認めたり拒否したりする処分(申請に対する処分) や、許可を取り消したり一定期間の営業停止を命じたりする 処分(不利益処分)、危険を事前に防止するための衛生指導 等の行政指導、一定面積以上の土地を売買するときなどの届 出を受ける仕事を行っている。

県民からの申請に対する処分や、不利益処分、行政指導、 届出の手続は、個々の県民に対して恣意的に行われることな く、全ての県民にとって公正かつ公平に行われるとともに、 不当な処分や処分の不作為等により県民の権利利益が侵害 されることを事前に回避することが必要である。

具体的には、県民誰もが、例えば営業許可を受ける場合に その許可を得るために必要な要件を予め知ることができ、ま た、許可されるまでに必要となる期間を予め見通せるように するほか、許可の取消しなどの不利益処分の際に聴聞や弁明 の機会が与えられるなど、手続ルールの明確化が必要である。 また、行政指導については、県民の任意の協力によって実現 されるものであるということ、そしてその行政指導に従わな くても、そのことによって県行政から不利益な扱いを受けな いことを明確にする必要がある。

こうしたことから、条例等に基づき県が行う処分や届出、 行政指導の手続について、共通するルールを明確化すること により県政運営の公正性・透明性を確保し、県民の権利利益 を保護することを規定すべきである。

このほか、規則の制定や計画の策定等に当たっても、手続 を明確にし公正性・透明性を確保する必要がある。

### (ク) 総合計画

高齢化に加えて、初めて経験する人口減少という時代の大きな転換期を迎え、県民にとって将来の方向付けが見えにくくなっており、それぞれの地域社会の将来の姿とその具体化に向けての政策のあり方が総合計画(※1)として示される意義は従来より増している。

すなわち、主権者である県民が、長期的な県政運営を展望することができ、そうした展望を行政と共有した上で、真に県民の負託に応えた仕事を県に適切に行わせるためには、将来を見通した長期的な視点に立って、県の政策の基本的な方向を総合的に示す総合計画を策定することを県に義務づける

<sup>※1</sup> 総合計画 将来を見通した自治体運営の基本となる計画であり、長期にわたるビジョンを示す 基本構想と、それを実現するための具体的な取組みを示す実施計画等で構成される。

ことが必要である。

総合計画の策定や改定の際には、県民と、県民に最も身近な行政を行っている市町村は、その作業過程に参加することが保障され、その意思が県の総合計画にできる限り反映されるようにしなければならない。また、総合計画を策定した後には、計画に示された政策・事業の進捗・目標の達成状況についても定期的に公表され、県民と市町村が監視し、意見を提案できるようにすべきである。

なお、総合計画には、計画の目標やそれを達成するため に必要な政策内容、実施主体、役割分担などを明示し、これらの事項を前提にした進行管理を行うことが重要である。

# (ケ) 財政運営

社会的基盤の整備や行政サービスの提供は、できる限り受益と負担の関係が一致するよう、住民の税金等自主的に確保できる財源によってまかなわれることが望ましい。

したがって、将来、県民の税負担を急増させたり、多額の借入金の返済などのために行政サービスの水準を低下させることなく、県民が行政サービスを適切に受けられるようにするために、県は税金の使い方を県民に的確に情報提供する仕組みを構築し、健全な財政(※1)運営に努めねばならない。

国や自治体が、税金などの収入によって、住民に社会的基盤を整備し、行政サービスを提供するはたらきを財政という。

自治基本条例には、総合計画などに沿い、中長期的な展望に立って、税等の財源の効果的・効率的活用を図ることによって健全な財政運営に努めることを規定すべきである。また、県民が財政状況を的確に把握できるよう、県は財政状況を分かりやすく公表しなければならないことを規定すべきである。

### (コ) 政策の評価

社会経済情勢の変化が著しく、県民の暮らし方も多様化している中では、公共的課題も複雑・多様化している。県民が望むのは、最も効率的で質の高い公共サービスの実施であり、それが民間活動によって提供されるのか自治体によるかは問われない。むしろ、県民には、誰が提供する公共サービスがよいかを選ぶ権利がある。

こうした状況においては、県は、限られた税金等や職員を 効果的に使って、県が担うべき行政サービスの範囲や実施方 法を合理的に選択することにより、効率的に行政を進めるよ う、たえず見直す必要がある。

具体的には、県の政策の進捗・目標の達成状況や、必要性・公平性・効率性・有効性・優先性等の観点について、できる限り客観的な手法を用いて、政策の評価が定期的に行われ、その結果が公表されなければならない。さらに、県民と市町村が監視し、意見を提案できるとともに、県はそれに応答するようにすべきである。

また、自治基本条例には、県が政策の評価の結果を、適切に政策の立案、予算の編成、組織の編成や人事政策等に反映させることをあわせて定めるべきである。

### (サ) 国への提案

住民自治の拡充を通じて県民の意思に基づいた自主的な県政運営を推進するためには、それぞれの都道府県が実態に応じて、きめ細かく工夫できるよう、法令により県に義務付けられている様々な規制を弾力化し、条例で決められる範囲を拡大する必要がある。

また、県民の意思に基づいた自主的な県政運営のためには、 国が持っている権限を県に移すことにより県の権限を拡大 することが求められる。また、県の収入についても、国が特 定の目的の政策を行わせるために県に配っている補助金を 減らし、県が自由に使える税金を増やすことによって、より 一層県の自立性を高めなければならない。そのほか、法令が 未整備の領域に対する提案や、地域の深刻な実態への対策の 提案、県が行うには限界がある課題等については、国に提 案・要望し、対処を求める必要性もある。

こうした状況に対応するため、県は、積極的に国に対して、 法律の制定などの政策や制度の改善について必要な意見を 述べるとともに、地方の立場からの提言を行い、その実現に 向けて取り組まなければならないことを規定すべきである。

### (2) 条例の構成及び条文例

条例の基本的性格等を踏まえるとともに、神奈川県内の市町村で既に制定されている自治基本条例(川崎市、平塚市、大和市、愛川町)及び平成16年(2004年)3月にまとめられた神奈川県自治総合研究センター研究報告書のモデル都道府県自治基本条例などを参考にすれば、自治基本条例の構成及び条文例はおおむね別紙(p33~37参照)のように考えられる。

### 3 今後の課題

懇話会として議論を積み重ねてきたが、個別的な内容として残された課題は多い。今後、条例化に際しては、次に掲げる事項を始めとして多くの課題について十分な検討を行う必要がある。

### ○ 事後救済制度の充実化について

県が行った処分や、法令に基づいた申請に対し処分等を行わないという不作為については、県民は不服申立を行うことができる。さらに、違法な権利侵害に対する是正の手続などが行政不服審査法によって定められている。現在、この法律の改正作業が進んでいるのでその動向も見ながら、事後救済制度の拡充の方法を検討すべきである。

### ○ 県民投票制度の確立について

県が県民投票を行うためには、県知事選挙などのように市町村の協力が不可欠である。しかし、県は、条例で市町村の選挙管理委員会が県民投票の投開票事務を行うことを規定することはできないので、市町村の任意の協力に頼らざるを得ず、制度としての安定性に欠けるといわざるをえない。個別の事案ごとに、県民投票を行うことは全く不可能ではないので、今後、法改正を含め、制度化の道を模索すべきである。

# ○ 県と市町村の協議機関の詳細設計について

県と市町村の首長・議会との常設の協議機関については、その役割、協議の手続など具体的な内容を検討する必要がある。

### 条例に規定する内容のポイント

#### 1 目的及び基本理念

神奈川県における自治は、県民の意思と責任に基づくと同時に、市町村の意思に応え、 主体的・自立的に県政が運営されることによって、県民が望む地域社会の実現を目指す ことを旨として行われなければならないことを基本理念として定める。

この条例は、こうした神奈川県における自治の基本理念、及びこの理念に基づく県政 運営の基本原則や制度を定めるとともに、県民の権利・責任、並びに県知事及び県議会 の責務等を定めることにより、県民のための県政を確立し、県民の権利の保障と県民福 祉の向上を図ることを目的とすることを定める。

### 2 県民の権利・責任

基本理念の実現に向けて、県民は、県政に参加する権利・責任、県が保有する県政に関する情報を知る権利並びに行政サービスを等しく受ける権利を有することを定める。 県民は、行政サービスに要する費用の負担を分担する責任を有することを定める。

#### 3 県政運営の基本原則

基本理念を実現するために、県民が県に準拠させるべき次の基本原則に則り、県政を 運営することを定める。

- ・県民による統御と参加の原則
- ・市町村優先と市町村の県政への参加の原則
- 公正性・透明性の原則
- ・効率性・有効性の原則
- ・連携の原則

#### 4 県知事の責務

県知事は、この条例の基本理念・基本原則に則り、県民の信託に応え、県民の意思に基づいた県政を運営しなければならないこと、そのために、必要な制度の整備、充実を図るほか、補助機関である職員を指揮監督し、適切な人材の育成及び組織の運営に努めなければならないことを定める。

#### 5 県議会の責務

県の政治制度は、県議会と県知事による二元代表制がとられており、県議会は、県知事とチェック・アンド・バランスの関係にあることや、県議会が多様な県民意見を調整・集約・反映する役割を果たすために県民に対して透明性を高めること、さらに、自治体の自己決定権の拡大に伴い県議会の役割・責任の重要性が増しているという視点で具体的な規定が検討されるべきである。

### 6 県職員の責務

県の職員は、県民の代表機関である県知事及び県議会の意思の下に、この条例の基本 理念・基本原則、それらに基づく制度等の下で職務の遂行に努めなければならないこと を定める。

#### 7 県政運営の基本原則に基づく制度等

#### (1) 県民の参加機会の保障

県民がその意思を県政にできる限り反映させることができるよう、政策の立案、実施及び評価の過程において意見を提案し、県と対話・協議できる県民参加の多様な機会が確保されなければならないことを定める。

政策の立案に際しては、県民の参加機会の時期及び方法は、予め公表されることを定める。

#### (2) 県民投票

県民が県民生活にかかわる県政上の重要事項について、その意思を直接表明できるよう、県民投票制度を設けること、また、県知事及び県議会は、県民投票の結果を尊重することを定める。

県民は県民投票の発議権を有することや、投票資格者など制度の具体的な内容は、 別に条例で規定することを定める。

#### (3) 市町村の県政への参加と連携協力

県民が地域の実情に即した行政サービスを迅速かつ適切に享受できるよう、市町村と県との適切な役割分担の下、連携協力し、また、県知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理することが適当である事務については、市町村との協議を経てできる限り移譲することを定める。

また、できる限り、市町村の意思に応える県政を実現するために、当該市町村に関わる県の重要な政策の立案、実施及び評価等の過程において、住民の意思に基づく市町村の意見を提案できる機会が確保されるべきであることを定める。

そのための組織として、市町村の首長・議会と県との常設の協議機関を別に条例で設けることを定める。

#### (4) 民間活動との連携協力

様々な公共的な課題を解決するため、県民が参加する特定非営利活動法人その他の 民間団体及び民間事業者等が主体的に公共的な活動を行うことができるよう、県は、 それらの民間活動を尊重し、適切な役割分担の下で、連携協力することを定める。

民間の自発的な公共的活動が積極的に推進されるよう、県は環境整備を行うことを 定める。

#### (5) 他の自治体との連携協力

県民が広域的な公共的課題を解決し、より質の高い公共サービスを享受できるよう、

県は他の自治体との連携協力に努めることを定める。

#### (6) 情報公開・提供

県民が県政に参加するために必要な情報を容易に把握できるよう、県は、県民に分かりやすく情報提供するとともに、多様な媒体を活用するなど積極的な情報提供に努めなければならないことを定める。

また、県民の求めに応じて、行政文書の公開を適正に行うことを定める。

ただし、県民が県の保有する個人情報の取扱いに関し権利利益を侵害されないよう、 適切な措置が講じられるべきである旨定める。

#### (7) 行政手続の明確化

県民が県の処分、行政指導等の行政の行為によって不当に権利利益を侵害されないよう、その手続に関し共通する事項を定め公表し、行政手続を明確化することを定める。

#### (8) 総合計画

県民がその意思に基づく長期的な県政運営を展望できるよう、政策の基本方向を定めた総合計画の策定を県に義務付けることを定める。

県民及び市町村には、総合計画の策定等に当たって、参加の機会が確保され、 その意思は尊重されなければならないとともに、総合計画に基づく政策の実施 状況が公表されなければならないことを定める。

#### (9) 財政運営

県民が行政サービスを適切に享受できるよう、総合計画に定める政策方針に沿い、中長期的な視点に立って、財源の効率的・効果的活用を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならないことを定める。

また、県民が県の財政状況を的確に把握できるよう、県は、その状況を分かりやすく公表しなければならないことを定める。

#### (10) 政策の評価

県民が効率的で質の高い公共サービスを享受できるよう、適切に政策の評価が行われ、公表されなければならないことを定める。

また、政策の評価の結果が政策立案や予算編成等に反映されるよう努めなければならないことを定める。

#### (11) 国への提案

県民の意思に基づいた県政運営の推進、そのために必要な神奈川県の自立性の一層の確保、並びに国の所管事項について県民福祉の向上を図るため、国に対して、法律の制定等の政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行わなければならないことを定める。

### 条例の構成例

前 文

目 的

県民のための県政の確立 県民の権利の保障 県民福祉の向上

#### 基本理念

県民のための県政運営による県民が望む地域社会の実現

#### 県民の権利・責任

- ・県政に参加する権利・責任
- ・負担を分担する責任
- ・県政情報を知る権利
- ・行政サービスを享受する権利

#### 県政運営の基本原則

県民による統御 と参加の原則 市町村優先と市町村の 県政への参加の原則 公正性・透明 性の原則 効率性・有効 性の原則 連携の原則

県知事の責務

県議会の責務

県職員の責務

#### 県政運営の基本原則に基づく制度等

- ・県民の参加機会の保障
- 県民投票
- ・市町村との役割分担及び権限移譲
- ・ 市町村の県政参加
- ·情報公開·提供
- ・ 行政手続の明確化

- ・総合計画の策定等
- 財政運営
- ・政策の評価
- 民間活動との連携協力
- ・他の自治体との連携協力
- ・国への提案

#### 最高規範

最高規範性

### 条 文 例

前文

#### 第〇章 総則

(目的)

第○条 この条例は、神奈川県における自治の基本理念、及びこの理念に基づく県政運営の基本原則や制度を定めるとともに、県民の権利・責任、並びに県知事及び県議会の責務等を定めることにより、県民のための県政を確立し、県民の権利の保障と県民福祉の向上を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第○条 神奈川県における自治は、県民の意思と責任に基づくと同時に、市町村の意思に 応え、主体的・自立的に県政が運営されることによって、県民の望む地域社会の実現を 目指すことを旨として行われなければならない。

#### (県民の権利及び責任)

- 第〇条 基本理念の実現に向けて、県民は、県政に参加する権利・責任、県が保有する県政に関する情報を知る権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。
- 2 県民は、行政サービスに伴う負担を分担する責任を有する。

#### (県政運営の基本原則)

- 第○条 県は、次に掲げる基本理念に基づく基本原則に則り、県政を運営するものとする。
  - (1) 県民による統御と参加の原則 県民が自発的かつ積極的に参加し、統御する県政とすること
  - (2) 市町村優先と市町村の県政への参加の原則 県民に最も身近な市町村を優先し、市町村が参加する県政とすること
  - (3) 公正性・透明性の原則 県民にとって公正で透明性の高い開かれた県政とすること
  - (4) 効率性・有効性の原則 最少の県民負担により最大の県民福祉の実現に努める県 政とすること
  - (5) 連携の原則 民間活動及び他の都道府県等多様な主体と連携する県政とすること

#### (県知事の責務)

- 第○条 県知事は、この条例に定める基本理念及び原則に則り、県民の信託に応え、県民 の意思に基づいた県政を運営することとし、そのために必要な制度の整備、充実に努め なければならない。
- 2 県知事は、補助機関である職員が県民の意思に沿って職務を遂行するよう指揮監督す

るとともに、適切な人材の育成及び組織の運営に努めなければならない。

### (県議会の責務)

第○条 (県の政治制度は、県議会と県知事による二元代表制がとられており、県議会は、県知事とチェック・アンド・バランスの関係にあることや、県議会が多様な県民意見を調整・集約・反映する役割を果たすために県民に対して透明性を高めること、さらに、自治体の自己決定権の拡大に伴い県議会の役割・責任の重要性が増しているという視点で具体的な規定を行う。)

#### (県職員の責務)

第○条 県の職員は、県民の代表機関である県知事及び県議会の意思の下に、この条例に 定める基本理念及び原則並びにこれに基づく制度等に則り、職務を遂行する責務を有す る。

#### 第〇章 県政運営の基本原則に基づく制度等

#### (県民参加機会の保障)

- 第○条 県民がその意思を県政にできる限り反映させることができるよう、県は、政策の立案、実施及び評価の過程において県民が意見を提案し、県と対話・協議する県民参加の多様な機会を確保しなければならない。
- 2 県は、政策の立案に際しては、県民の参加機会の時期及び方法は、予め公表するものとする。

#### (県民投票)

- 第○条 県民が県民生活にかかわる県政上の重要事項について、その意思を直接表明できるよう、県は、県民による投票の制度を設けるものとする。
- 2 県知事及び県議会は、県民による投票の結果を尊重して当該事項を処理しなければならないものとする。
- 3 投票資格者など県民による投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### (市町村との役割分担及び権限移譲)

- 第○条 市町村が県民に最も身近な行政を担い、地域における行政サービスを総合的に推進する重要な役割を果たしていることにかんがみ、県は、市町村の自主性・自立性を尊重し、適切な役割分担に努めなければならない。
- 2 県民が地域の実情に即した行政サービスを市町村から迅速かつ適切に享受できるよう、 県知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理することが適当である事務については、 市町村との協議を経てできる限り移譲しなければならない。

#### (市町村の県政参加)

- 第○条 市町村が県との対等・協力の関係のもと、その意思をできる限り県政に反映させることができるよう、県は、当該市町村に関わる県の重要な政策の立案、実施及び評価等の過程において、住民の意思に基づいた市町村の意見を提案する機会を確保しなければならない。
- 2 前条第2項及び前項の目的を達成するため、県は、市町村との常設の協議機関を別に 条例で設置するものとする。

#### (情報公開・提供)

- 第○条 県民が県政に関する情報を容易に把握し、県政への参加ができるよう、県は、県 民に分かりやすく情報提供するとともに、多様な媒体を活用するなど積極的な情報提供 に努めなければならない。
- 2 県民は、県が保有する行政文書の公開を求めることができ、県は、その求めに対し誠 実に応答し、行政文書の公開を適正に行わなければならない。
- 3 県民が県の保有する個人情報の取扱いに関し権利利益を侵害されないよう、県は、適切な措置を講じなければならない。

#### (行政手続の明確化)

第○条 県民が県の処分、行政指導等の行政の行為によって不当に権利利益を侵害されないよう、県は、その手続に関し共通する事項を定め公表し、行政手続を明確化しなければならない。

#### (総合計画の策定等)

- 第○条 県民がその意思に基づく長期的な県政運営を展望できるよう、県は、政策の基本 的な方向を総合的に示す計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 県民及び市町村は、総合計画の策定・実施等に当たって参加の機会が確保され、その 意思・活動は尊重されなければならない。
- 3 県民が総合計画に沿った効果的かつ効率的な政策の実施状況を把握できるよう、県は、 その状況を定期的に公表しなければならない。

#### (財政運営)

- 第○条 県民が行政サービスを適切に享受できるよう、県は、総合計画に定める政策方針 に沿い、中長期的な展望に立って、財源の効率的・効果的活用を図ることにより、健全 な財政運営に努めなければならない。
- 2 県民が財政状況を的確に把握できるよう、県は、その状況を分かりやすく公表しなければならない。

#### (政策の評価)

- 第○条 基本理念を実現し、県民が効率的で質の高い公共サービスを享受できるよう、県は、適切に政策の評価を行い、その結果を公表しなければならない。
- 2 県は、政策の評価の結果を政策立案や予算編成等に反映するよう努めなければならない。

#### (民間活動との連携協力)

- 第○条 県民が参加する特定非営利活動法人その他の民間団体及び民間事業者等(以下「民間団体等」という。)が、様々な公共的な課題を解決するための主体的な公共的活動を行うことができるよう、県は、それらの民間活動を尊重しなければならない。
- 2 県は、適切な役割分担の下で、民間団体等と連携協力することができる。
- 3 民間団体等の主体的な公共的活動が積極的に推進されるよう、県は、環境の整備に努めなければならない。

### (他の自治体との連携協力)

第○条 県民が広域的な公共的課題を解決し、より質の高い公共サービスを享受できるよう、県は、他の自治体との連携協力に努めなければならない。

#### (国への提案)

第○条 県民の意思に基づいた県政運営の推進、並びにそのために必要な県の自立性の一層の確保その他の県民福祉の向上を図るため、県は、対等・協力の関係にある国に対して、政策及び制度等の改善等に関する提案を積極的に行わなければならない。

#### 第○章 最高規範

#### (最高規範性)

- 第○条 この条例は、神奈川県における最高規範であり、県は、他の条例、規則その他の 規定によって制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事 項を最大限に尊重しなければならない。
- 2 県民及び県は、地方自治の本旨及びこの条例の趣旨に基づいて、法令を解釈し、運用するものとする。

#### 附則

この条例は、 年 月 日から施行する。

(注) この条文例は、条文イメージを表した例示であり、神奈川県の現行条例等及び法制執務 上の原則等との整合は図っていない。

# 神奈川県自治基本条例検討懇話会 委員名簿

(敬称略)

区分	氏	名	職	備考
座長	新藤	宗幸	千葉大学法経学部教授	
委員	大住	莊四郎	関東学院大学経済学部教授	
//	大山	礼子	駒澤大学法学部教授	
//	柏木	教一	日本労働組合総連合会神奈川県連合 副事務局長	
//	金井	利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
//	酒井	寿治	(社)神奈川県経営者協会理事 日産自動車(株)パワートレイン生産技術本部執行役員	
//	志村	吉一	平塚市企画部まちづくり政策室長	
//	谷本	有美子	(特非)まちづくり情報センターかながわ理事	
//	常岡	孝好	学習院大学法学部教授	
//	馬場	滋克	愛川町総務部長	H18. 4. 1∼
//	井上	淨二	前 愛川町総務部長	H17. 10. 6~ H18. 3. 31

# 神奈川県自治基本条例検討懇話会 検討経過

開催時期	検 討 内 容
平成17年(2005年)	○ 自治基本条例は、確定した定義や制定しなければならな
10月6日	い法的根拠はなく、規定すべき内容も定まっていないため、
第1回会議	広域自治体である神奈川県でこの条例をつくる意義など検
	討の方向性等について議論。
11月30日	○ 政令市など特例的な権限がある市が多いなど本県に特殊
第2回会議	性があることから、県と市町村の役割について法令上の規
	定及び具体的事例により概観。
	○ 自治基本条例との関連が想定される情報公開制度など県
	の主な制度等の現状及び課題について概観。
	○ 今後の検討における当面の論点設定について議論。
12月22日	○ 条例の基本的性格、法令上の位置付け、協働に関する論
第3回会議	点等について議論。
平成18年(2006年)	○ 条例の目的、構成、県民投票に関する論点等について議
1月20日	論。
第4回会議	
3月31日	○ 金井委員から提案された「条例の構成案」について議論
第5回会議	し、また、市町村との連携に関する論点等について議論。
5月11日	○ 条例の基本的性格、法令上の位置付け、目的及び構成等
第6回会議	の論点に関する議論を整理。
6月2日	○ 県民参加、県民投票、市町村との連携及び総合計画等の
第7回会議	論点に関する議論を整理。
7月19日	○ これまでの議論のまとめを確認し、それを踏まえ、報告
第8回会議	書の作成方向について議論。
9月13日	○ 報告書(素案)の検討。
第9回会議	
10月30日	○ 報告書(案)の検討
第10回会議	
11月22日	○ 報告書(案)の最終確認、確定
第11回会議	